

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2015 年 9 月)

【「2015 年支出見直し」について (その 1) ～ 公共支出を見直し、向こう数年間の政府の省の支出に上限を設定 ～ 2015 年版の作業開始で、各省に 25、40%の支出削減案提出を要請】

要旨

・2015 年 7 月、オズボーン財務大臣は、「2015 年支出見直し (Spending Review 2015)」の作業を開始したことを明らかにした。

・「2015 年支出見直し」の作業の一環として、財務省は、政府の各省に対し、2019/20 年度までに、経常支出を、実質ベースで 25%または 40%削減するという 2 つの案を提出するよう求めた。

・地方自治体への政府補助金が削減されていることを背景に、イングランドの地方自治体の代表組織である「地方自治体協議会 (LGA)」は、「2015 年支出見直し」への提案書で、地方自治体の財政的窮状を訴えた。

2015 年 7 月 21 日、ジョージ・オズボーン財務大臣は、「2015 年支出見直し (Spending Review 2015)」の作業を開始したことを明らかにした。「支出見直し (Spending Review)」とは、英国政府が 1990 年代後半から 2～3 年毎に行っている作業であり、財務省の主導で公共支出を見直し、政府の優先事項に沿って、向こう数年間の政府の全省の支出に上限を設定する。「支出見直し」の結果は、財務省によって、文書として発表される。「支出見直し」の文書は、当該の「支出見直し」が対象とする期間中の各省の支出の上限を年度ごとに示すと共に、同期間中に、その支出の上限の範囲内で各省が行う計画である政策について説明する。さらに、政府の全体的な経済・財政政策や、公共支出における優先事項についても説明する。

2015 年 5 月の総選挙で誕生した現保守党政権は、前政権 (保守党と自由民主党の連立政権) に引き続き、財政赤字解消を目的とする公共支出削減を行っている。現政府は既に、2015 年 7 月 8 日に発表した「2015 年夏季予算 (Summer Budget 2015)」の中で、2019/20 年度の財政黒字化を目指し、同年度までに福祉予算を 120 億ポンド削減すると共に、脱税の取り締まりなどによって、未納となっている 50 億ポンドの税収を回収するとの方針を明らかにしている。

2015年7月21日に「2015年支出見直し」の作業開始を発表した際、オズボーン財務大臣は、政府の各省に書簡を送付し、それぞれの省の支出削減案の提出を求めることを明らかにした。具体的には、2019/20年度までに、経常支出を、実質ベースで25%または40%削減するという2つの案を、2015年9月4日までに提出するよう各省に求めた（なお、前政権が2010年に「支出見直し」を行った際も、今回と同様、経常支出を25%または40%を削減する案を提出するよう各省に求めた）。各省の支出削減案を反映させた「2015年支出見直し」の結果の文書は、2015年11月下旬に発表される。

財務省は、「2015年支出見直し」に反映させることを目的として、特定の職業の従事者を代表する職業団体やロビー団体などから、財政制度改革や公共支出削減に関する意見や提案を募集した。提案提出の締め切りは、2015年9月4日であった。

イングランドの地方自治体の代表団体である「地方自治体協議会（Local Government Association、LGA）」は、2015年9月始め、同協議会が財務省に提出した提案書¹を公表した。上で述べた前政権から続く公共支出削減で、2010年以降、イングランドの地方自治体への政府補助金は大幅に削減されている。このことを背景に、LGAの提案書は、イングランドの地方自治体の財政状況について、下記のように指摘した。

- ・公共サービスへの需要増加とインフレ率の上昇を考慮に入れると、今後5年間、イングランドの地方自治体が、現在のレベルで公共サービスを維持するには、資金が36億ポンド足りない。
- ・イングランドの地方自治体が、今後5年間、「2015年夏季予算」及びそれ以前に発表された政府の政策を実施するには、資金が63億ポンド足りない。

政府は「2015年支出見直し」の優先事項の一つが地方分権であることを強調

財務省は、「2015年支出見直し」の作業を開始したことを明らかにした際、同時に、今回の「支出見直し」における政府の優先事項や作業のスケジュール等をまとめたガイダンス文書「自らの資力の範囲内にとどまる国 - 2015年支出見直し（A country that lives within its means: Spending Review 2015）」を発表した。同文書は、「経済成長、生産性、分権（Growth, productivity and devolution）」²と題する項で、イングランドの内の地域及びスコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの分権などに関して、次のように述

¹http://www.local.gov.uk/documents/10180/6869714/L15-359+Smarter+Spending_02.pdf/7d5e2993-9495-46dc-be67-873e8606e57b

²https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/447101/a_country_that_lives_within_its_means.pdf

べていた。

・生産性が向上することによって、国の経済と財政は恩恵を受ける。その理由から、「2015年支出見直し」では、生産性を向上させ、経済成長を促進する分野での支出を優先させる。また、公共サービスが英国の国内総生産（GDP）の約20%を占めることから、公共部門の生産性と効率性の向上も優先させる。

・英国は、全ての地方で生産性を著しく向上させる必要があり、その目的のため、政府は、イングランド内の地域への広範な分権をさらに進める意向である。分権によって、地域のリーダーは、地域の効率性を向上させる機会を与えられ、地域住民は、地域での公共サービスの提供に関してより大きな影響力を持てるようになる。「2015年支出見直し」ではさらに、「ノーザン・パワーハウス」³の政策の推進を含め、公共支出によって経済の再均衡を実現する方法を検討する。

・政府は、2014年にグレーター・マンチェスターで締結された歴史的な分権の合意をモデルとして、直接公選首長が率いる力強い都市圏を創出することに尽力している。財務大臣は、(将来の都市圏への権限移譲に備え、)既に、公共サービスを提供する全ての省⁴に対し、どのような機能・権限を地域へ移譲できるか、どの公共サービスを統合できるかについて検討するよう要請している。権限の移譲を希望するイングランドの都市圏は、2015年9月4日まで、財務省に要望書を提出しなければならない。

(「グレーター・マンチェスターで締結された歴史的な分権の合意」とは、「グレーター・マンチェスター合同行政機構 (Greater Manchester Combined Authority, GMCA)」が2014年11月に英国政府と締結した分権の合意を意味する。合同行政機構 (Combined Authority) とは、イングランドの都市圏 (city region) への分権を目的に設置が進められている、2つ以上の地方自治体で構成される法的地位を有する行政体であり、2011年以降、現在までに、イングランド内で5つの合同行政機構が設置されている。現在、国会で審議中の「都市・地方分権法案 (Cities and Local Government Devolution Bill)」は、合同行政機構がいかなる公共サービス分野においても機能を行使できるようにすることのほか、合同行政機構の管轄地域を単位とする首長を直接選挙で選ぶことを可能にすることを提案している。この項の最後の文で述べられているのは、財務省が、イングランドの都市圏に対し、合同行政機構を設置し、その管轄地域を単位とする直接公選首長を置くことと引き換えに、どの

³ 「ノーザン・パワーハウス」とは、イングランド南部と北部の経済格差是正を目的とする英国政府によるイングランド北部の経済振興策の通称である。

⁴ 英語で「spending departments」と呼ばれる政府の省を意味し、教育省、保健省、労働・年金省などが含まれるが、内閣府、外務省、国防省などは含まれない。

分野での権限や資金の移譲を望むかなどを明記した要望書を2015年9月4日までに提出するよう求めていたことを意味する)

・「2015年支出見直し」の一環として、政府は、効率性と地域の経済成長を最大化し、公共サービスの統合を可能な限り進めるため、地方財政に対するアプローチの変革とさらなる分権について検討する。

・「2015年支出見直し」の一環として、政府は、イングランド全土での経済成長を支援するため、政府予算のどの部分を「地域経済成長ファンド (Local Growth Fund)」⁵に移管することができるかを見極める。

・政府は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへのさらなる権限の移譲を行い、これらの地域の自治政府が、各地域に固有の課題に取り組むのに必要な決定を行うための適切な手段を持てるよう確保する。政府はまた、「イングランドの法律のためのイングランドの票 (English votes for English laws)」⁶を実現するための計画を既に発表している。

⁵「地域経済成長ファンド」は、地域の経済振興を目的とする政府の予算であり、政府の既存の予算から振り替える形で調達され、地域経済活性化を目的としてイングランド各地に設置されている地方自治体と企業のパートナーシップである「地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnerships、LEPs)」に配分される。

⁶「イングランドの法律のためのイングランドの票」とは、イングランドのみに影響する法案について、国会での審議の方法を変える現政府の政策の通称である。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドへの分権が進展した結果、これらの地域のみに影響する法律の法案については、イングランドに選挙区を持つ下院議員が投票できない一方、イングランドのみに影響する法案に関しては、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに選挙区を持つ下院議員も、下院での採決で投票できるという矛盾が生じている現状を是正することを狙いとする。